

資料編

- 1 光市教育大綱
- 2 光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱・委員名簿
- 3 光市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱
- 4 光市教育振興基本計画策定経過
- 5 用語解説

光市教育大綱



平成 29 年 3 月
光 市

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成を目指して

光市では、このたび、20年後の将来像「ゆたかな社会～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～」を展望する「第2次光市総合計画」を策定し、人口減少下においても、誰もが「幸せ」や「満足」を心から実感できる「ゆたかな社会」の実現に向けた取組みを加速させていくこととしました。

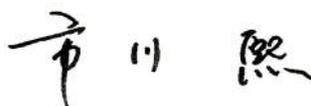
こうした中、ふるさとへの誇りと愛着、高い志をもった人材育成への教育が果たす役割は大きく、わがまちの大切な「宝」、未来を照らす「希望の光」である子どもたちのゆたかな人間性を育み可能性を高めるために、質の高い教育の提供をはじめ、社会の発展に寄与できる「ひとづくり」や人と人との「絆づくり」が、今、改めて期待されています。

本大綱は、光市総合教育会議において協議・調整を重ね、教育委員をはじめ多くの皆様とともに英知を結集して創り上げた、未来を託すことになる子どもたちに向けた光市教育の羅針盤です。今後は本大綱に基づき、「連携と協働で育む 光の教育」という基本理念のもと、『夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成』を進めてまいります。

終わりに、策定にあたり様々な貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

光市長



目 次

第1章 大綱の策定について

1 策定の背景と趣旨	1
2 位置付け	2
3 計画期間	2

第2章 光市が進める教育について

1 教育理念	3
2 教育目標	3
3 「光っ子」のすがた	4
4 基本目標	5
5 「教育ブランドひかり」の創造	6
6 概要図	7

第1章 大綱の策定について

1 策定の背景と趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地方教育行政法」という。）の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、同法第1条の3の規定により、地方公共団体の長（以下「市長」という。）は、教育基本法第17条第1項の規定に基づき政府が策定する教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌した上で、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この大綱は、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させるため、地方教育行政法第1条の4第1項に定める、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整した上で策定するものです。

光市では、制度改正に基づき設置した光市総合教育会議において協議・調整を重ね、このたび、本市の教育の振興に関する施策の根本となる「光市教育大綱」を策定しました。

今後は、本大綱に基づき、市長と教育委員会が一層連携して、本市の教育行政を総合的に推進してまいります。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋） （大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

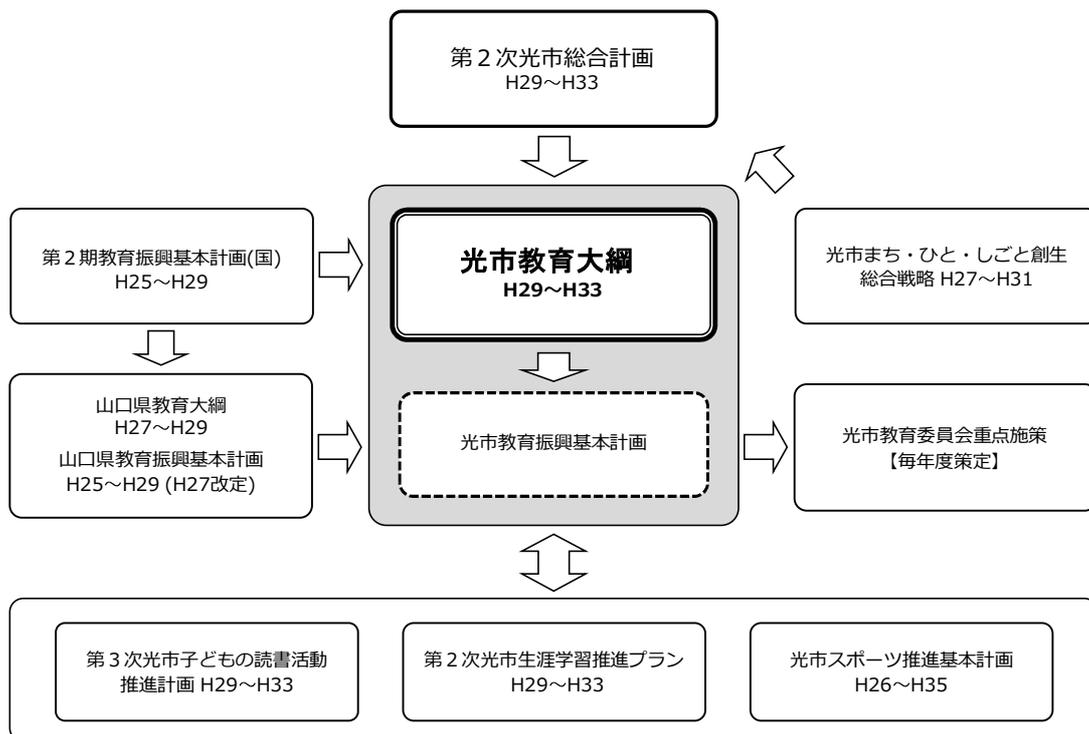
○ 教育基本法（抜粋） （教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 位置付け

本大綱は、光市が目指すこれからの教育の理念と取組方針を定めるものです。国の第2期教育振興基本計画の基本的な方針を参酌するとともに、山口県の教育振興基本計画を参考にしつつ、本市の最上位計画である第2次光市総合計画を勘案し、本市教育の根幹となる基本理念、教育目標や基本目標等、進むべき施策の方向性を示します。また、今後策定を予定している「光市教育振興基本計画」の中核をなすものです。



3 計画期間

本大綱が対象とする期間は、平成29年度を始期、平成33年度を終期とする5年間としますが、国、県及び市の計画変更並びに今後の社会情勢の動向等を踏まえ、適宜見直していくこととします。

第2章 光市が進める教育について

1 教育理念

連携と協働で育む 光の教育

光市は、第2次光市総合計画において、まちづくりの20年後の将来像「ゆたかな社会 ～やさしさひろがる 幸せ実感都市 ひかり～」を展望し、市民一人ひとりが自らの創造性を発揮しながら生き生きとした生活を享受することができ、心から「幸せ」を実感してあらゆるところに人々の笑顔があふれる「ゆたかな社会」の実現に向けた歩みを進めていきます。

まちづくりの原点は人づくりからの基本を踏まえ、近年の少子高齢化の急速な進行をはじめ、めまぐるしく変わる社会情勢の中で、安心して子どもを産み育てやすいまちづくりを進めるため、その実現において教育の働きは極めて重要です。

本市では、幼保・小・中学校の連携による15歳までを見通した「学び」と「育ち」をつなぐ“縦の連携”と、すべての公立小・中学校がコミュニティ・スクールとして、学校、家庭、地域が一体となった“横の連携”を両輪として、同時進行による連携・協働を重視した教育を展開しています。

こうした中、さらなる連携・協働の視点を持ち社会総掛かりによる人づくりの実現を図るべく、本市における教育理念を「連携と協働で育む 光の教育」として掲げ、教育の振興を図ります。

2 教育目標

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成

ふるさと光市の未来を担う人づくりを進めるにあたり、教育理念を踏まえ、光市をこよなく愛し夢や希望に向かって一人ひとりがひかり輝き、心ゆたかにたくましく生き抜く人々の育成を目指し、教育目標を『夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成』として、総合的に教育施策を推進します。

3 「光っ子」のすがた

教育目標の実現にあたり、「光っ子」のすがたとして、次の3つの目標像に向けた人づくりを進めます。

教育目標

夢と希望にあふれ 未来へ輝く「光っ子」の育成

「光っ子」のすがた

● 知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人とつながりながら社会を生き抜く人

今日の変化の激しい社会を自立的に生きるために必要な「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」など「知・徳・体」の調和がとれた「生きる力」を身に付け、人と関わりながら社会の一員としての自覚を高め、たくましく生きる人

● ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点に立って夢に挑戦する人

ふるさと光市の文化・自然を愛し、多彩な芸術・文化活動をとおして、国際感覚豊かに幅広い視野で考え行動し、自らの夢の実現に向かって挑戦する人

● 生涯にわたり学ぶ意欲に満ち、スポーツに親しみ健やかで社会に貢献する人

生涯を通じて楽しく学び、自らを高めるとともに、心身ともに健康で生き生きと暮らし、学んだ知識や経験を主体的に地域などで活かしながら多様な人々をつなぐ人

4 基本目標

教育理念及び教育目標を踏まえ、教育施策を実施するにあたり、次の5つの基本目標を教育行政推進上の柱として掲げ、その実現を図ります。

基本目標 1

「生きる力」を育む地域ぐるみの教育の推進

基本目標 2

絆を育む つながりをとおした家庭教育支援の推進

基本目標 3

ゆたかな心と郷土愛を育む教育の推進

基本目標 4

生涯を通じて学ぶ意欲と健やかな心と体を育む環境づくりの推進

基本目標 5

安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実

5 「教育ブランドひかり」の創造

基本目標の実現に向けた諸施策を進めるにあたり、ふるさと光市の将来を担う子どもたちの教育を中心として、重点的に取り組む光市ならではの教育戦略を「教育ブランドひかり」と名付け、次の6つの取組をとおして、教育の光ブランドを創出します。

1 人と人とのつながりをとおして ゆたかな心を育む教育の推進

学校、家庭、地域における様々な人と人とのつながりや多様な体験活動をとおして、コミュニケーション力や人間関係調整力等の育成を図るとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができ、人を尊ぶ子どもを育てます。

2 学力向上を目指すチーム光による授業づくり「ラーニング光」の実践

コミュニティ・スクールや学校間・校種間連携を基盤としたチーム光による、主体的・協働的な学びを重視した新たな学習スタイル「ラーニング光」の開発・実践をとおして、子どもたちが課題を発見し協働的に課題を解決する子ども主体の授業づくりの基盤を確立し、学力の向上を図ります。

3 コミュニケーション能力の育成を目指す英語教育「イングリッシュプラン光」の実践

小・中学校の学びの連続性を活かした英語教育「イングリッシュプラン光」の kurikulum 開発・実践をとおして、グローバル化の進展に対応する英語学習を構築し、子どもたちが英語を積極的に使おうとする態度や英語を用いたコミュニケーション能力の育成を図ります。

4 光市の美しさ 魅力 未来の輝きに迫る「光市民学」の開発と活用

小・中学校の教科、領域を横断したカリキュラムとして、光を探究する学び「光市民学」の開発・活用をとおして、光市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図ります。

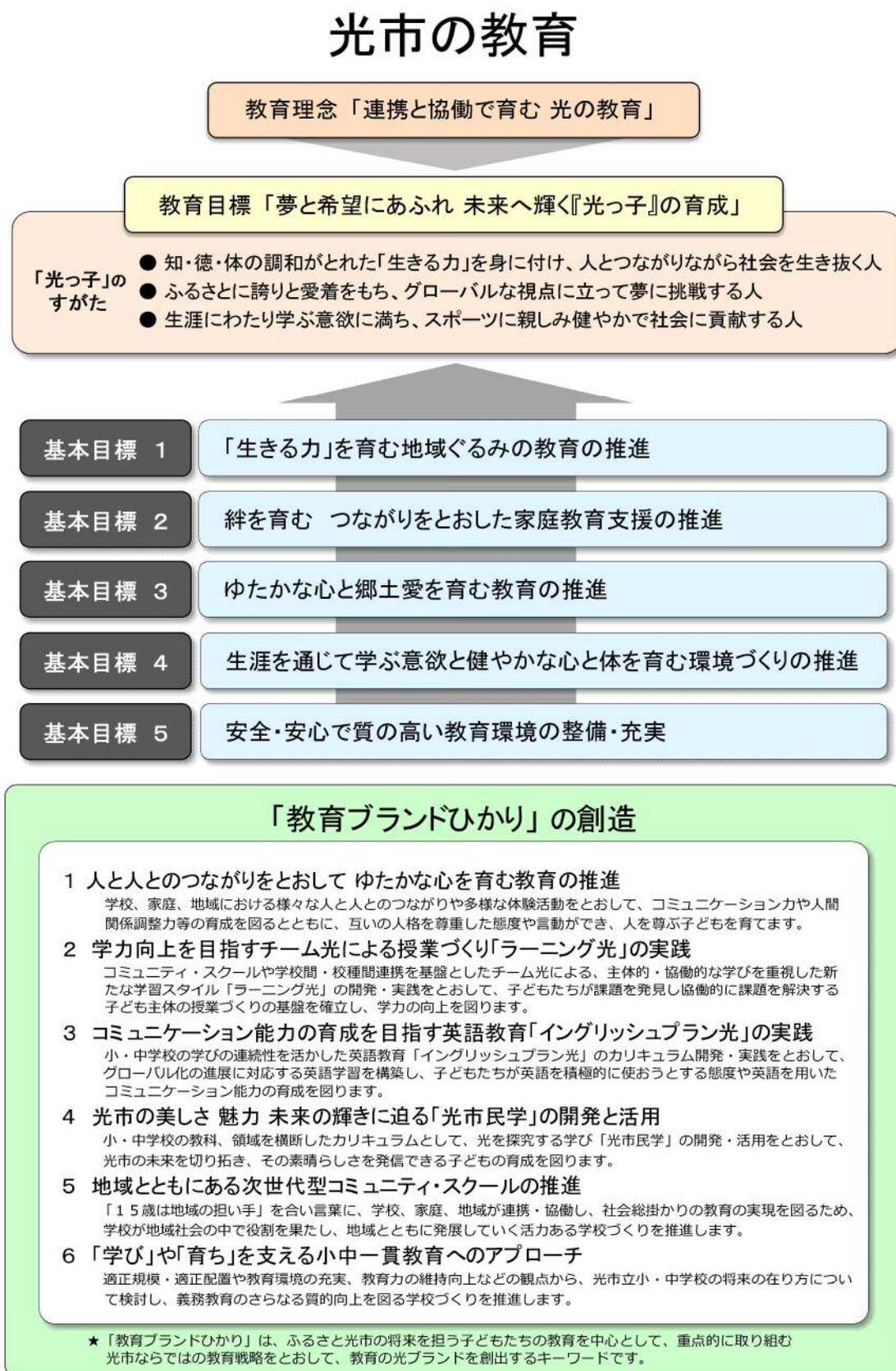
5 地域とともにある次世代型コミュニティ・スクールの推進

「15歳は地域の担い手」を合い言葉に、学校、家庭、地域が連携・協働し、社会総掛かりの教育の実現を図るため、学校が地域社会の中で役割を果たし、地域とともに発展していく活力ある学校づくりを推進します。

6 「学び」や「育ち」を支える小中一貫教育へのアプローチ

適正規模・適正配置や教育環境の充実、教育力の維持向上などの観点から、光市立小・中学校の将来の在り方について検討し、義務教育のさらなる質的向上を図る学校づくりを推進します。

6 概要図



2 光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱・委員名簿

平成29年4月25日
教育委員会告示第3号

光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく光市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、広く市民等の意見を反映させるため、光市教育振興基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関し意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項について協議すること。

(組織)

第3条 懇話会は、13人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育に関する有識者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 学校運営協議会の委員
- (4) 社会教育関係者
- (5) 教育関係団体等の代表者
- (6) 公募により選出された者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、基本計画の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長が指名する委員をもってこれを定める。

- 2 会長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、第4条に規定する基本計画の策定が完了する日限り、その効力を失う。

光市教育振興基本計画策定懇話会委員名簿		
区 分	氏 名	役 職 等
教育に関する有識者	村上 博	光市教育開発研究所 主任研究員
学校教育関係者	古谷 友伯	室積小学校 校長
学校教育関係者	吉本 そのみ	光井中学校 校長
学校教育関係者	細田 直子	光市私立幼稚園協会 代表 (聖光幼稚園 園長)
学校運営協議会の委員	宮尾 智義	大和中学校 学校運営協議会 会長
学校運営協議会の委員	山本 俊男	島田小学校 学校運営協議会 会長
社会教育関係者	岩崎 英二	光市小中学校PTA連合会 会長
社会教育関係者	川津 勝徳	光市文化協会 事務局長
教育関係団体等の代表者	林 徳人	光市スポーツ推進委員協議会 会長
教育関係団体等の代表者	天野 加代子	光市食生活改善推進協議会 会長
公募により選出された者	福島 雅美子	
公募により選出された者	魚谷 美穂	

3 光市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱

平成29年4月25日
教育委員会訓令第4号

光市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく光市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、光市教育振興基本計画策定庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる課等の職員のうちから教育委員会が任命する者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 政策企画部企画調整課
- (2) 市民部地域づくり推進課
- (3) 福祉保健部子ども家庭課
- (4) 福祉保健部健康増進課
- (5) 教育委員会事務局教育総務課
- (6) 教育委員会事務局学校教育課
- (7) 教育委員会事務局人権教育課
- (8) 教育委員会事務局文化・社会教育課
- (9) 教育委員会事務局体育課
- (10) 図書館
- (11) 学校給食センター

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から、基本計画の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。
(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年4月25日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 この訓令の施行後、最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。
(この訓令の失効)
- 3 この訓令は、第4条に規定する基本計画の策定が完了する日限り、その効力を失う。

4 光市教育振興基本計画策定経過

会議等の名称	開催日	内 容
第1回庁内委員会	平成29年6月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・任命書の交付、会長及び副会長の選出 ・光市教育振興基本計画の策定について ・光市教育大綱について ・光市教育振興基本計画(骨子)について
第1回策定懇話会	平成29年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付、会長及び副会長の選出 ・光市教育振興基本計画の策定について ・光市教育大綱について ・光市教育振興基本計画(骨子)について
第2回庁内委員会	平成29年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・光市教育振興基本計画(案)について
第2回策定懇話会	平成29年9月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・光市教育振興基本計画(案)について
パブリックコメントの実施	平成29年12月19日 ～ 平成30年1月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・光市教育振興基本計画(案)に対するパブリックコメントの実施について
第3回庁内委員会	平成30年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・光市教育振興基本計画(案)について
第3回策定懇話会	平成30年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・光市教育振興基本計画(案)について

5 用語解説

【あ行】

用語	解説
生きる力	自分で課題を見付け、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観等の豊かな人間性、健康や体力などの知・徳・体のバランスのとれた力のこと。
イングリッシュプラン光	小・中学校の期間全体を見通したカリキュラムにより、グローバル化の進展に対応できるコミュニケーション能力の育成を図る英語教育。
インクルーシブ教育	障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み。
伊藤公カップ 英語スピーチコンテスト	伊藤公が残した数々の功績の中の一つである、英語の必要性や英語による表現の重要性を、次世代を担う子どもたちに継承し、英語による表現力やコミュニケーション能力の向上を図ることを目的に開催している中学生を対象とした英語スピーチコンテスト。
おっばい育児	すべての人が子どもや子育て家庭を抱き、見守り、語りかけ、声に耳を傾ける愛情豊かなふれあいの子育てのこと。
おっばい都市宣言	おっばいをとoshたふれあいの子育ての推進により、心豊かでたくましい若者を育てていこうという宣言。平成7年3月24日に、光市議会において「おっばい都市宣言」が決議された。（平成16年10月4日に光市と大和町が合併し、おっばい都市宣言は失効したが、光市議会において平成17年6月30日に改めて決議。）

【か行】

用語	解説
外国語活動	平成23年度より、小学校において、第5・第6学年で年間35単位時間の「外国語活動」が必修化され、音声を中心に外国語に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標に様々な活動を行うこと。
学力向上推進リーダー・推進教員	市内の学校を定期的・継続的に訪問し、授業実践や授業改善への指導・助言を専門的に行う教頭（推進リーダー）・教諭（推進教員）。
学校運営協議会	学校・保護者・地域住民が、学校運営に関する協議を行うために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって設置が定められている組織。
学校図書館図書標準	公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したもの。
家庭教育支援チーム	身近な地域で、様々な取組みや講座などの学習機会を提供したり、親子で参加する行事を実施したり、子育てや家庭教育に関する相談対応や地域の情報などの提供を行うこと。

キャリア教育	児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育。個人が社会の中で果たす役割や生き方を展望し、実践する過程を支援するもの。
教育ブランドひかり	光市教育大綱に示す、特に子どもたちの教育に焦点を当てて重点的に取り組む6つの教育戦略の総称。
共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できる環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。
クラスルームイングリッシュ	外国語活動や外国語科の授業において、児童生徒や教員が日常的に使用する英語表現のこと。
子育てサポーター	本市で育つ全ての子どもたちが心豊かに成長できるように、子どもたちへの声かけや見守りを行うなど、子育て家庭を支援する人。
子ども相談センター「きゅつと」	総合福祉センター「あいぱーく光」内に設置した子どもや子育て世代の総合相談対応窓口で、妊娠前から子育て期までの様々なニーズに対応する総合的な相談支援をワンストップで提供する「子育て世代包括支援センター」の機能を加え、児童虐待などの相談内容に的確に対応する家庭児童相談機能も兼ね備えている。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
コミュニティセンター	地域社会における自主的な活動や交流の場を提供することにより、住民相互の連帯感の醸成を図り、住みよい地域づくりを推進するための施設。

【さ行】

用語	解説
次世代型コミュニティ・スクール	中学校区を単位として幼保・小・中学校の連携による15歳までを見通した「縦の連携」と、学校が核となり学校・家庭・地域が一体となった「横の連携」を両輪として、社会総掛かりで子どもたちの「学び」と「育ち」をつなぐ連携・協働を重視した学校づくりのシステム。
重要無形文化財	文化財保護法に基づき、文部科学大臣によって指定された無形文化財。同法では、無形文化財を「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的遺産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」としている。
循環型学習社会	個人が学習することにより得た様々な知識や経験が、社会資源として循環することにより、社会全体が発展していくこと。
生涯学習サポートバンク	自発的な学習を行おうとする市民に適切な登録情報を提供することを目的として、生涯学習の各分野における指導者、団体、サークル等を登録する制度。
生涯学習社会	人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会。

小中一貫教育	小学校と中学校を連続した一つの期間として捉え、9年間を通して一貫した教育を行う制度。
小中連携教育	小・中学校が互いに情報交換や交流活動を行うことを通じて、小学校から中学校への円滑な接続を目指す教育のこと。
食育	「食」に関する知識や「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践することができる人間を育てること（その中には、規則正しい食生活や栄養バランスのとれた食事、食を通じたコミュニケーションやマナーの実践、自然の恵みへの感謝や伝統的食文化の理解を深めることも含む。）。
学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の学校教育法等に基づき定められた基準のこと。
スクールライフ支援員	不登校や集団生活に適応が難しい児童生徒の社会的自立に向けた支援等を行う支援員。
総合型地域スポーツクラブ	種目、年齢、技術レベルの多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個人々のニーズに応じた活動が、質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブ。

【た行】

用語	解説
第3次光市子どもの読書活動推進計画	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条に基づき、子どもが自主的な読書活動を行える環境整備に取り組むための基本的な計画。※平成29年度～平成33年度（5年間）
第2次光市生涯学習推進プラン	学びを通じて市民同士がつながることにより、まちや地域の活性化を図るため、「学ぶ・活かす・つながる」を基本方針として定め、生涯学習施策をより総合的、計画的に推進するための指針。※平成29年度～平成33年度（5年間）
第2次光市総合計画	私たちが目指すべき理想の光市の姿である「ゆたかな社会」を実現するため、「現在の時代」に為すべきまちづくりの基本的な考え方や取組みを示すまちづくりの羅針盤。※平成29年度～平成33年度（5年間）
地域コミュニティ	自治会・町内会のように、地縁でつながった地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤のこと。
チーム光	学校と学力向上推進リーダー・推進教員、教育委員会が一体となり、光市立全小・中学校で学力向上に向けた取組みを進める体制。
地産地消	地域生産地域消費の略語。地域で生産された農作物や水産物をその地域で消費すること。
中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブ	中学生や高校生を対象に、体験活動や社会参加活動を通して、仲間づくりを進め、地域のリーダーとして活躍できる人材を育てるために、光市青少年ボランティア育成事業として、昭和58年に設立された団体。

地域学校協働活動推進員 (統括コーディネーター)	中学校区に配置され、学校間の連携や地域の支援者との連絡調整、活動の総合調整などを行う人。
特別支援教育	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【は行】

用語	解説
パブリックコメント	行政などが政策立案にあたり、広く住民に計画等の素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して最終決定を行う制度。
ひかり子育て見守りネットワーク	児童虐待の未然防止、早期発見や地域養育力の向上を目的に、行政・地域・家庭が一体となった草の根的な子育て見守りネットワーク。
光市教育開発研究所	光市教育の全体的振興及び教職員等の資質の向上を図り、教育課題解決のため、調査研究及び実践を行う研究機関。
光市教育振興基本計画策定懇話会	教育基本法第17条第2項の規定に基づき、光市教育振興基本計画の策定に向け、広く市民等の意見を聴取するため、光市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱に基づき設置された機関。
光市教育振興基本計画策定庁内委員会	教育基本法第17条第2項の規定に基づき、光市教育振興基本計画の策定に向け、光市教育振興基本計画策定庁内委員会設置要綱に基づき設置された機関。
光市教育大綱	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本市が目指す教育の理念や取組方針等定めた教育の指針。※平成29年度～平成33年度（5年間）
光市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく法定計画であり、本市が展開する子育て支援施策を総合的かつ計画的に実施していくための計画。※平成27年度～平成31年度（5年間）
光市就学相談員	子どもの心身の状況、成長や行動、発達に不安のある方や就学先を迷っている方を対象に相談等を行う相談員。
光市人権施策推進指針	「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、人権施策に関する総合的かつ効果的な取組みを推進するための指針。※平成22年9月策定、平成29年3月改定
光市スポーツ推進基本計画	スポーツ基本法第10条の規定に基づき、本市のスポーツ活動を総合的に推進するための指針や方向性を示す基本的な計画。※平成26年度～平成35年度（10年間）
光市総合教育会議	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、光市総合教育会議設置要綱に基づき設置された機関。

光市民学	ふるさとをこよなく愛し、また、本市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図るために実施する、光を探究する学び。
光市立学校の将来の在り方に係る基本構想	市立小・中学校の将来の在り方について、本市が進める学校教育の方向性や今後目指す学校像などの観点から、基本構想として策定するもの。
光市立学校の将来の在り方検討会議	少子化の進む中、これまでの本市教育の取組み等を踏まえ、子どもたちにとって望ましい学校づくりに向け、適正規模・適正配置や教育環境の充実、教育力の維持向上の観点から、光市立学校の将来の在り方について検討するため、光市立学校の将来の在り方検討会議設置要綱に基づき設置された機関。
光市立図書館運営方針	「市民の身近にある学びと憩いの拠点」を基本理念に、めざす図書館像として掲げた4つの運営方針（市民参画による「市民図書館」、市民の課題や疑問に答える「コンシェルジュ図書館」、子どもの読書活動を推進する「子どもの読書活動支援図書館」、自然豊かで親しみのある「スローライフ図書館」）をいう。
光スタンダード	教員の授業力向上を目指した授業展開のモデル。授業の導入段階で学習課題を共有し、展開段階で学習活動の活性化を工夫し、終末段階で振り返りの充実を図ることとしており、学校の特色や教員の指導方法は活かしつつも、一定の授業標準、基本的な授業の形を設けることにより、本市全体としての教育水準を保とうとする取組み。
光っ子コーディネーター	市内の特別支援教育体制の充実を図るため、障害のある子どもの早期発見・早期支援、保護者や幼稚園・保育所への支援、教員等へ助言等を行う専門的な資質を有する職員。
光っ子サポーター	特別支援学級及び通常学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒の支援を行う補助教員。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を行いたい人と、育児の援助を受けたい人が会員として登録し、子育てに関する有償の相互援助活動を行い、仕事と育児の両立に向けた支援を図る事業。本市では総合福祉センター「あいぱーく光」内に設置。
文化財カルテ	市内の多様な文化財や歴史的資源を「歴史文化遺産」と捉え、適切な保存や現地見学等の活用を推進していくため、アクセスや管理状況等を現状写真とともに作成した記録カードのこと。
放課後子ども教室	放課後や週末に小学校の教室やコミュニティセンター等を活用して、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組む制度。
放課後児童クラブ（サンホーム）	就労などの事情により昼間に保護者が家庭にいない児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育。

【や行】

用語	解説
ヤングテレホンひかり	様々な悩みを抱える子どもや家庭に対する無料の相談電話。
幼保及び小中連携	15歳までを見通した具体的な取組みを実践することを通して、子どもの「学び」と「育ち」をつなぐ教育を展開し、生きる力を育むことを目的とした教育活動を推進するために行う、幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携。

【ら行】

用語	解説
ラーニング光	児童生徒の学力向上を積極的に推進するため、地域内の学校を継続的に訪問して、授業提供や授業改善への指導・助言を専門的に行う学力向上推進リーダー・推進教員を中心とした研究組織体制の整備をはじめ、小・中連携やコミュニティ・スクールを活用した授業づくりなど、本市全体で学力向上を目指す教育活動。
ライフステージ	人の一生を、乳児期、幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期、高齢期などに分けたそれぞれの段階。
レクリエーションスポーツ	ニュースポーツなど、一般的に勝敗にこだわらず、レクリエーションの一環として気軽に楽しむことを目的とした身体運動をいう。

【英数字】

用語	解説
English 4 Step	外国語活動や外国語科の授業を行う際の授業モデル。
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のこと。「IT(Information Technology)」に代わる言葉として使われている。
PDCA	事業を計画通りに進め、その改善を図ることを目的としたマネジメント手法の一つ。Plan（従来の実績や将来の予測などをもとに事業計画を作成する）、Do（事業を実施する）、Check（事業が計画に沿っているかどうかを点検・評価する）、Action（事業の改革・改善を行う）、といったこの四段階を順次行って繰り返すことで、継続的な業務改善をしていくこと。
SNS	「Social Networking Service」の略称で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。